

(参考)

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 21.06 項 第 30.03 項	食餌（じ）補助剤	食餌（じ）補助剤について、第 21.06 項の既存の例示を詳細化すると共に、第 30.03 項（医薬品）に当該物品が除外される旨を追記することで、第 21.06 項（調製食料品）に分類されることを明確化。
第 39.23 項 第 39.24 項 第 73.23 項 第 87.16 項	移動式ごみ箱	車輪付きの移動式ごみ箱（戸外での使用向けのものを含む）は、第 87.16 項（その他の車両）ではなく、その他の家庭用品として、材質に基づき、例えば、第 39.24 項（プラスチック製のもの）や第 73.23 項（鉄鋼製のもの）に分類されることを明確化。
第 72.04 項	鉄鋼製品のくず	第 72.04 項の「(A) くず」の(2)の冒頭の記述「(…),明らかに本来の用途に供することのできない鉄鋼の製品」の後に「及びその様な製品のくず」を追加し、「鉄鋼製の製品のくず」も包含する説明であることを明確化。

(参考)

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS番号	品目	概要
第 2106.90 号	ビタミンを含有する調製食料品	ニコチンアミド(33%)を、食用脂肪酸のモノ及びジグリセリドから成るマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状の調製品で、食品や食餌(じ)補助剤に使用されるものについて、その他の調製食料品として、第 2106.90 号に分類（通則 1 (29 類注 1(f)) 及び 6)。
第 2309.90 号	ビタミンを含有する飼料調製品	スプレードライしたビタミン D ₃ (12.5mg/g) を、植物性タンパク質及びマルトデキストリンから成るマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状の調製品で、プレミックス、配合飼料等に使用されるものについて、その他の飼料用に供する種類の調製品として、第 2309.90 号に分類（通則 1 (29 類注 1(f)) 及び 6)。
第 2710.12 号	軽質油調製品	石油に高度な処理を施して得られた自動車用の燃料油（温度 210 度における留出量（体積分率）96%）で、芳香族炭化水素の含有量が全重量の半分を超えるものについて、軽質油の調製品として、第 2710.12 号に分類（通則 1 及び 6)。
第 2710.19 号	(1) 石油精製残留物を基とした調製品	石油精製残渣等から製造された定置式蒸気ボイラー及び工業炉用の燃料油（温度 210 度における留出量（体積分率）1%）で、芳香族炭化水素の含有量が全重量の半分を超えるものについて、その他の石油調製品として、第 2710.19 号に分類（通則 1 及び 6)。
	(2) 石油調製品	石油に高度な処理を施して得られた船舶用燃料（温度 210 度における留出量（体積分率）1%）で、芳香族炭化水素の含有量が全重量の半分を超えるものについて、その他の石油調製品として、第 2710.19 号に分類（通則 1 及び 6)。
第 2936.23 号	ビタミン B ₂ (マトリックス中に均質に分散させたもの)	リボフラビン(80%)を、デキストリンのマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状物で、プレミックス及び配合飼料に使用されるものについて、ビタミン B ₂ として、第 2936.23 号に分類（通則 1 (29 類注 1(f)) 及び 6)。
第 2936.28 号	(1) ビタミン E の誘導体(二酸化けい素に吸着させたもの)	トコフェロール酢酸エステル(50%)を二酸化けい素に吸着させた粉末状物で、プレミックス及び配合飼料に使用されるものについて、ビタミン E の誘導体として、第 2936.28 号に分類（通則 1 (29 類注 1(f)) 及び 6)。
	(2) ビタミン E の誘導体(マトリックス中)	トコフェロール酢酸エステル(50%)を、変性でん粉及びマルトデキストリンから成るマトリックス中にき

(参考)

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
	に均質に分散させたもの)	め細かに分散させた粉末状物（流動助剤として二酸化けい素を1%含有）で、代用乳及び流動食に使用されるものについて、ビタミンEの誘導体として、第2936.28号に分類（通則1（29類注1(f)）及び6）。
第2936.29号	ビタミンB ₉ （葉酸）（マトリックス中に均質に分散させたもの）	葉酸（80%）を、デキストリンのマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状物で、プレミックス及び配合飼料に使用されるものについて、その他のビタミンとして、第2936.29号に分類（通則1（29類注1(f)）及び6）。
第3003.20号	(1) 動物用飼料に使用する調製品 (2) 動物用飼料に使用する調製品	マデュラマイシン・アンモニウム（0.75%）、ニカルバジン（8%）等から成る、家鶏のコクシジウム病の予防のために家畜飼料に特定の配合比で使用される、25kg袋入りの粉末について、その他の医薬品（抗生物質を含有するもの）として、第3003.20号に分類（通則1及び6）。 ロベニジン塩酸塩（10%）等から成る、家鶏のコクシジウム病の予防のために家畜飼料に特定の配合比で使用される、25kg袋入りの粉末について、その他の医薬品（抗生物質を含有するもの）として、第3003.20号に分類（通則1及び6）。
第3822.00号	溶血洗浄液	アジ化ナトリウム、りん酸塩及び界面活性剤を含む調製品（2Lのボトル入り）で、ヒト全血中のヘモグロビンA1cの測定のために、インビトロ診断試薬として、他の物質と組み合わせて使用されるものについて、診断用の試薬として、第3822.00号に分類（通則1）。
第3921.90号	プラスチック製の板（3層に積層したもの）	両外層が非多泡性のプラスチック、中間層がアルミニハクの3層シート（ロール状）で、片面に印刷のあるものについて、アルミニウム製のシート（第7607.20号）ではなく、プラスチック製のその他のシートとして、第3921.90号に分類（通則1及び6）。
第3924.90号	プラスチック製の移動式ごみ箱	2つの車輪の付いた、容量120L又は240Lのプラスチック製のごみ箱（戸外で使用するもの）について、その他の車両（第8716.80号）ではなく、プラスチック製のその他の家庭用品として、第3924.90号に分類（通則1及び6）。
第7323.99号	めっきした鉄鋼製の移動式ごみ箱	2つの車輪の付いた、容量120L又は240Lのめっきした鉄鋼製のごみ箱（戸外で使用するもの）について、その他の車両（第8716.80号）ではなく、鉄鋼製のその他の家庭用品として、第7323.99号に分類（通則1及び6）。

(参考)

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 9022. 90 号	薄膜トランジスターフォトダイオード (TFT-PD) アレイパネル	数百万個のピクセルを有するガラス基板（高さ 40cm、幅 30cm）から成るパネルで、医療及び工業用のデジタル X 線検出器に使用されるものについて、X 線を使用する機器の部分品として、第 9022. 90 号に分類（通則 1 (90 類注 2 (b)) 及び 6)。
第 9403. 90 号	引き出しの側面部材で、ランナーを備えたもの	スライド式の引き出しを支えるように設計されたもので、ねじ溝及び切れ込みの付いた台座と 2 重壁構造の金属製の形材から成り、ランナー及び固定具の他、家具に引き出しを取り付けるための留め金具と共に提示されるものについて、家具の部分品として、第 9403. 90 号に分類（通則 1 及び 6)。